



平成20年
4月から

変わります!

国保と老人保健

みなさんが安心して医療を受けられるために、国民皆保険が持続できるよう医療保険制度の見直しが行われます。ご理解とご協力をお願いします。

今後、市では、政省令の公布、改正等にあわせ、くわしい内容を随時お知らせします。

新しい健診制度が

はじまります

これまで基本健診は、老人保健事業の一環として市町村が中心となって実施していましたが、平成20年4月1日からは、市民のみなさんが加入されている医療保険の保険者（長門市国民健康保険や健康保険組合、社会保険事務所等）が「特定健診」、「特定保健指導」を実施することになりました。

これは、増え続ける国民医療費を抑制し、みなさんの健康を守るため、より効果的に生活習慣病を予防することを目的として行われるものです。

くわしくは、加入されている健康保険の保険者までお問い合わせください。

特定健診

心臓病や脳卒中などにつながるメタボリックシンドロームとその予備群の人を早期発見していきます。

後期高齢者医療制度のポイント

- ・制度の運営は都道府県単位ですべての市区町村が加入する「広域連合」が行います
- ・広域連合の区域内に住む75歳（一定の障害がある場合は65歳）以上の人は、後期高齢者医療制度の加入者となります
- ・財源の約1割が加入者の納める保険料となります。保険料は広域連合ごとに決められ、原則として年金から徴収されます。今まで自分で保険料を払っていなかった社会保険などの被扶養者も保険料を負担します

山口県広域連合ではパブリックコメントを実施しています

山口県後期高齢者医療広域連合では「山口県後期高齢者医療広域連合広域計画」の作成に関し、その素案についての意見を募集しています。

くわしくは次のホームページアドレスをご覧ください。

<http://www.koukkourei.townnet.pref.yamaguchi.jp/pub/comment.html>

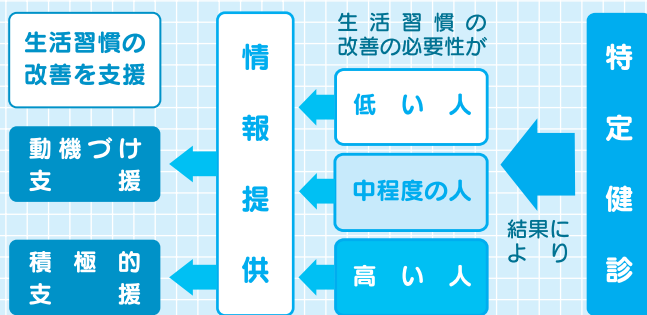
募集期間 8/8(水)まで

問い合わせ

長門市役所市民福祉部
市民課 国保年金医療係

TEL 23・1143

健診・保健指導の流れ



特定保健指導

保健指導は、特定健診結果から対象者を選定し、質問表の結果などを考慮しながら「積極的支援」、「動機づけ支援」、「情報提供」に分け、それぞれに合わせた生活改善支援を行います。

医療費自己負担額減額制度のお知らせ

食事代の自己負担額（1食あたり）

対象者		自己負担額
A	一般の人（B、Cのいずれにも該当しない人）	1食 260円
B	同じ世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税である人（老人保健の場合は国保被保険者に限らず世帯全員になります） 【低所得者Ⅱ】	90日までの入院 1食 210円
		過去12カ月で90日を超える入院 1食 160円
C	同じ世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、必要経費・控除（年金所得は控除額を80万円と計算）を差し引いた場合その世帯の各所得が0円になる人（老人保健の場合は国保被保険者に限らず世帯全員になります） 【低所得者Ⅰ】	1食 100円

※療養病床入院の場合は自己負担額が異なります

70歳以上の人の入院時食事代減額・医療費自己負担にかかるとの限度適用には申請が必要です

老人医療受給者の人または70歳以上の国保被保険者の入院時食事代は、医療費とは別に1食当たりの標準負担額を自己負担します。住民税非課税世帯等の人については、自己負担額が減額されます。

この判定の基準となる所得年度が8月1日で切り替わるため、

老人医療受給者または70歳以上の国保被保険者で非課税世帯に該当される人は、印鑑を持参の上、市民課国保年金医療係または各総合支所市民生活係へ医療費自己負担額についての限度額適用と合わせ申請してください。

70歳未満の人の入院時食事代減額について

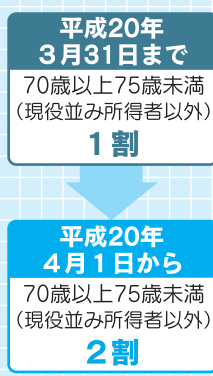
70歳未満の人については、世帯主および世帯内の国保被保険

国保特定健診のポイント

- ・国保被保険者のうち40～74歳の人が対象になります
- ・国保が実施し、健診データは国保が保管します
- ・新しい検査項目が加わります。内臓脂肪型肥満発見のため腹囲測定等が加わります

70歳以上75歳未満の人の自己負担割合が変わります

70歳以上75歳未満の人が医療機関等にかかったときの自己負担割合は、原則1割、現役並み所得者3割となっていました。現役並み所得以外の人については2割に引き上げられます。



国保退職者医療制度の対象年齢が変わります

一定の期間以上会社などに勤められたうえ、退職して国保に加入し、被用者年金（厚生年金等）を受けられる人とその被扶養者は、退職者医療制度で医療を受けますが、平成20年4月からはその対象年齢が75歳未満から65歳未満に変わります。65歳

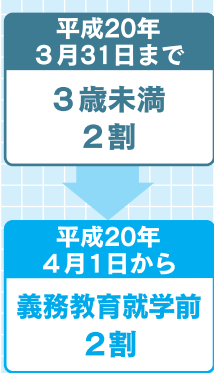
以上になります。一般の国保の加入者となります。

平成20年3月31日まで
退職者医療の対象年齢
75歳未満

平成20年4月1日から
退職者医療の対象年齢
65歳未満

義務教育就学前の子どもの負担割合が2割になります

乳幼児の医療費を2割負担に軽減する対象年齢が「3歳未満」から「義務教育就学（小学校入学）前」までに拡大されます。



後期高齢者医療制度がスタートします

これまでは、75歳（一定の障害がある場合は65歳）以上の人は国保や社会保険などの医療保険制度に加入しながら「老人保健制度」で医療を受けていましたが、平成20年4月からは新たに独立した医療保険制度となる「後期高齢者医療制度」で医療を受けることとなります。

者全員が住民税非課税の場合、同様に、申請により入院時の1食当たりの自己負担額が減額されます。

70歳未満の人の入院時現物給付（自己負担額）についての限度額適用について

70歳未満の国保被保険者の人が入院した場合、窓口での支払いは自己負担限度額までとする制度が、平成19年4月1日から始まっています。これについても、自己負担限度額の算定の基準となる所得の対象年度が切り替わり、8月1日から適用のため、毎年申請が必要です。

なお、保険料（税）に未納がある場合は交付できない場合があります。

高額療養費の支給対象について

薬局において院外処方で支払った一部負担金は、その処方せんを出した医療機関に支払った一部負担金と合わせて計算されます。老人医療受給者以外の国保被保険者の人の高額療養費支給には、申請が必要です。ご注意ください。

問い合わせ 国保年金医療係

TEL 23・1143